

(平成26年2月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

平成元年4月1日にA病院に臨時職員として採用され、申立期間についても継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたが、同年6月1日に正職員になり共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る臨時的任用通知書、平成元年度採用者一覧表（平成元年6月1日発令）及び申立人と同様の採用経過により、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっていた同僚が保管する給与明細書並びに同病院の回答から判断すると、申立人は申立期間も同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院に係る平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないこと

を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

平成元年4月1日にA病院に臨時職員として採用され、申立期間についても継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたが、同年6月1日に正職員になり共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る臨時的任用通知書、平成元年度採用者一覧表（平成元年6月1日発令）及び申立人と同様の採用経過により、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっていた同僚が保管する給与明細書並びに同病院の回答から判断すると、申立人は申立期間も同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院に係る平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないこと

を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

平成元年4月1日にA病院に臨時職員として採用され、申立期間についても継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたが、同年6月1日に正職員になり共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る臨時的任用通知書、平成元年度採用者一覧表（平成元年6月1日発令）及び申立人と同様の採用経過により、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっていた同僚が保管する給与明細書並びに同病院の回答から判断すると、申立人は申立期間も同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院に係る平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないこと

を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

平成元年4月1日にA病院に臨時職員として採用され、申立期間についても継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたが、同年6月1日に正職員になり共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る臨時的任用通知書、平成元年度採用者一覧表（平成元年6月1日発令）及び申立人と同様の採用経過により、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっていた同僚が保管する給与明細書並びに同病院の回答から判断すると、申立人は申立期間も同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院に係る平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないこと

を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

平成元年4月1日にA病院に臨時職員として採用され、申立期間についても継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたが、同年6月1日に正職員になり共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る臨時的任用通知書、平成元年度採用者一覧表（平成元年6月1日発令）及び申立人と同様の採用経過により、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっていた同僚が保管する給与明細書並びに同病院の回答から判断すると、申立人は申立期間も同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院に係る平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないこと

を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4841

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

平成元年4月1日にA病院に臨時職員として採用され、申立期間についても継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたが、同年6月1日に正職員になり共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る臨時的任用通知書、平成元年度採用者一覧表（平成元年6月1日発令）及び申立人と同様の採用経過により、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっていた同僚が保管する給与明細書並びに同病院の回答から判断すると、申立人は申立期間も同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院に係る平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないこと

を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4842

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

平成元年4月1日にA病院に臨時職員として採用され、申立期間についても継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたが、同年6月1日に正職員になり共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る臨時的任用通知書、平成元年度採用者一覧表（平成元年6月1日発令）及び申立人と同様の採用経過により、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっていた同僚が保管する給与明細書並びに同病院の回答から判断すると、申立人は申立期間も同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院に係る平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないこと

を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

平成元年4月1日にA病院に臨時職員として採用され、申立期間についても継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたが、同年6月1日に正職員になり共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る臨時的任用通知書、平成元年度採用者一覧表（平成元年6月1日発令）及び申立人と同様の採用経過により、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっていた同僚が保管する給与明細書並びに同病院の回答から判断すると、申立人は申立期間も同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院に係る平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないこと

を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

平成元年4月1日にA病院に臨時職員として採用され、申立期間についても継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたが、同年6月1日に正職員になり共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る臨時的任用通知書、平成元年度採用者一覧表（平成元年6月1日発令）及び申立人と同様の採用経過により、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっていた同僚が保管する給与明細書並びに同病院の回答から判断すると、申立人は申立期間も同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院に係る平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料に

ついて納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4845

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

平成元年4月1日にA病院に臨時職員として採用され、申立期間についても継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたが、同年6月1日に正職員になり共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る臨時的任用通知書、平成元年度採用者一覧表（平成元年6月1日発令）及び申立人と同様の採用経過により、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっていた同僚が保管する給与明細書並びに同病院の回答から判断すると、申立人は申立期間も同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院に係る平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないこと

を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4846 (事案 4727 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月頃

A社で管理人として雇用され、1週間の研修後にB施設で勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、年金記録訂正の申立てを第三者委員会に行ったが、認められないとの通知をもらった。

記録の訂正につながる新たな資料等はないが、改めて調査して厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、「申立期間当時の関係資料が保存されておらず、申立人が当社に勤務していたかどうかは不明である。また、管理人の労働時間は、人によりまちまちであるが、当社では労働時間が週30時間以上の者については、正社員及びアルバイトにかかわらず社会保険に加入させている。したがって、仮に申立人が当社に勤務していたとしても、厚生年金保険の加入記録が無いということは、申立人が当該労働時間数を満たしていなかったものと思われる。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除の状況について確認することができないこと、ii) 申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立ての事実を確認できる供述は得られないこと、iii) オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、法定免除期間中であったことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 9 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出することなく、改めて調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張し

ているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4847 (事案 522、1424、2079、2080、3619、4132、4255、4325、4438、4616、4710 及び 4777 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

申立期間①及び②は、A社（現在は、B社）C支店で勤務しており、給与は毎年増加していたが、年金記録によると、標準報酬月額が前年と同額又は前年より減少になっている期間があるため、これまで何度も申し立てたが、いずれも記録訂正は認められなかった。

今回、新たな資料としてA労働組合が発行した組合新聞等を提出するので、改めて調査の上、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②を含む昭和38年1月1日から58年8月1日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人は、当該期間の一部の期間に係る給与所得の源泉徴収票及び資格・賃金通知書を提出しているものの、これらの資料では報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない上、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致していること、ii) オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の定時決定及び随時改定の記録のうち2回の定時決定について、従前の標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を決定していることが確認できるものの、いずれもその直前の随時改定において2等級又は6等級高い標準報酬月額に改定された後、当該定時決定において1等級又は3等級低い標準報酬月額を決定していることが確認できることから、これらの標準報酬月額の変動については、何らかの手当の増額等により、一時的に報酬月額が高額になり標準報酬月

額が高く改定され、その一時的な状況が解消された後に、標準報酬月額が低く決定されているものと推測できる上、その前後の期間における申立人の標準報酬月額の推移からも妥当性を欠くものではないと判断できること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚のうち複数の者は、オンライン記録によると、申立人と同水準の標準報酬月額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情が見当たらないこと、iv) 申立人は、「昭和 52 年 6 月に当時の事務担当者が社員の厚生年金保険料を数年間にわたり着服していた事実が発覚している。この事務担当者とは別の者が事務を担当していた D 地区及び E 地区については、社員の標準報酬月額が下がっていないはずである。」と具体的に主張しているものの、B 社は「そのような事実はない。」と回答しており、申立人が名前を挙げた複数の同僚からもこれを裏付ける供述が得られなかった上、オンライン記録によると、A 社 F 支店又は同社 G 支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同時期に、標準報酬月額が低く改定されている者が 45 人確認できること、v) 申立人が新たに名前を挙げた同僚 21 人のうち回答が得られた 18 人からも、申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られず、このうち二人から提供された申立期間の一部の期間に係る給与明細書により、当該同僚が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できる上、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが確認できること、vi) 申立人は、これまでの申立ての一部において、申立期間を昭和 50 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間とし、「当時の本給額は 16 万 7,000 円であり、そのほかに手当もあったことからみて、申立期間の標準報酬月額は低すぎる。」と主張しているところ、申立人が、厚生年金保険の実務担当者であった者として新たに名前を挙げた同僚の供述及び当該同僚から提供された同年 4 月分から同年 11 月分までの給与明細書により、当該同僚が給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できるとともに、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが再度確認されていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 21 日付け、同年 10 月 30 日付け、22 年 6 月 11 日付け、23 年 4 月 1 日付け、同年 9 月 16 日付け、24 年 1 月 13 日付け、同年 6 月 1 日付け、同年 11 月 9 日付け、25 年 5 月 17 日付け、同年 8 月 30 日付け及び同年 11 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、従前の申立て時と同一の資料のほかに、新たな資料として、A 労働組合が発行した組合新聞「H」を提出し、「毎年昇給しており、そのほかに手当も支給されていたことから、申立期間①及び②の

標準報酬月額が前年と同額又は前年より減少になっているのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出された当該組合新聞からは、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。